

議案第75号

大田原市特別職の職員等で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

大田原市特別職の職員等で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正
する条例を別紙のとおり制定する。

令和2年6月8日提出

大田原市長 津久井 富雄

大田原市特別職の職員等で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を
改正する条例

大田原市特別職の職員等で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年
条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

大田原市空家等審議会委員	日額 12,000円
--------------	------------

」

を

「

大田原市空家等審議会委員	不動産に関し識見を有する者	日額 12,000円
	その他	日額 6,400円

」

に改める。

附 則

この条例は、令和2年9月1日から施行する。